

平成十九年七月三日提出
質問第四六九号

在ロシア日本国大使館のホームページの管理体制に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ロシア日本国大使館のホームページの管理体制に関する質問主意書

一 二〇〇七年七月三日に閣議決定された「政府答弁書」（内閣衆質一六六第四一二号）によれば、在ロシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）のホームページ（以下、「ホームページ」という。）における「ロシア概観」というロシアの概要を紹介するコーナーが二〇〇七年六月六日に更新されるまで、セルゲイ・イワノフ氏がロシア連邦副首相兼国防大臣であると、二〇〇七年一月現在の古い情報を掲載し続けたことこの理由につき、政府が「たまたま、ホームページ上への掲載が遅れたものである」と答弁したことについて、右はホームページの更新を担当職員が忘れていたということかと問うたところ、「たまたま、在ロシア日本国大使館のホームページ上への掲載が遅れたものであり、同大使館広報文化部に確認したところ、御指摘のような事実はなかったと承知している」との答弁がなされている。掲載自体を忘れていたのではなく、「たまたま、在ロシア日本国大使館のホームページ上への掲載が遅れた」とは、具体的にどのような事由によるものか。「ホームページ」を更新する際に、「大使館」のコンピュータや「ホームページ」のサーバーに何らかの不具合が生じた等の理由によるものか。「たまたま、在ロシア日本国大使館のホームページ上への掲載が遅れた」とする具体的な経緯について説明されたい。

二 過去に「ホームページ」の更新が、一のように「たまたま」遅れたことがあったか。あったならば、直近の事例三件につき、なぜたまたま遅れたのか具体的経緯につき説明されたい。

三 「政府答弁書」によれば、二〇〇七年六月六日に「ホームページ」が更新されるまで、ロシア連邦副首相兼国防大臣の情報について同年一月時点での情報が掲載されていたことについて、「二〇〇七年一月の時点でロシア連邦副首相兼国防大臣がセルゲイ・イワノフ氏であったとの事実は変わりはないこと等から、外務省として、このことをもって我が国の国益が損なわれたとは考えていない」との答弁がなされているが、過去のある時点において確定している事実が未来のある時点において変わるはずがないのは明白であり、右答弁は質問者を愚弄する答弁であると思料する。二〇〇七年二月十五日にアナトーリー・セルジュコフ氏がロシア連邦国防大臣に就任した時点からセルゲイ・イワノフ氏は国防大臣ではなくなっているにも関わらず、セルゲイ・イワノフ氏がロシア連邦国防大臣であるという二〇〇七年一月の時点での古い情報を、同年六月六日に更新されるまで「ホームページ」に掲載し続けたことについて、外務省は何らかの不手際があったと認識しているか。

四 三に関して、不手際があったと認識しているのならば、不手際の責任をだれが負うか。

五 三に関して、不手際はなかったと外務省が認識しているのならば、そう認識している具体的根拠、理由を明らかにされたい。

六 「ホームページ」の管理を担当している「大使館」広報文化部の長である中村耕一郎氏が、二〇〇七年七月三日現在、国家公務員倫理法に基づき提出した贈与等報告書の件数を明らかにされたい。

七 過去に中村耕一郎氏が国家公務員法もしくは外務省内規違反により処分を受けたことがあるか。あるならば、処分が発令された日にち、処分の内容を明らかにされたい。

右質問する。